

## 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査におけるヒアリング調査実施要領

### 1 目的

川崎市子どもの権利に関する条例第38条第2項の規定に基づき、「川崎市における子どもの相談・救済について」の検証を行なうにあたり、川崎市及び川崎市子どもの権利委員会が本年3月に「川崎市における子どもの実態・意識調査」（11～12歳 1500人、13～15歳 1500人、16～17歳 1500人、18歳以上 1500人を住民基本台帳・外国人登録原票から無作為抽出によるアンケート）を実施したが、個別の支援を必要とする子どもについてはアンケートでは十分に把握できないことから、これらの子どもに対して直接聴き取りを行なうこと（ヒアリング）により、特別なニーズや安心してSOSを出せているか等子どもの実態や意識を把握することを目的とする。

### 2 対象

- (1) 児童養護施設及び児童相談所・一時保護所に入所している子ども（概ね11～17歳）
- (2) 多様な文化的背景をもつ子ども（概ね11～17歳）

### 3 実施方法

子どもの権利委員会委員が直接子どもから聴き取り（半構造化面接）を行なう。個別面談方式またはグループ方式。

### 4 実施期日

2008（平成20）年6～7月

### 5 ヒアリング内容

共通項目と対象ごとの個別項目を設定する。別紙

### 6 調査結果の分析と公表

ヒアリング記録を基に川崎市子どもの権利委員会で審議する。

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査結果報告書」としてまとめ公表する。

### 7 その他

- ・ ヒアリングにあたって子どもに負担がかからないよう配慮するとともに、協力者等との合意の範囲内で実施する。
- ・ ヒアリング記録については、個人等が特定されるような内容は除くなど個人情報の保護に注意する。
- ・ 子どもから具体的な相談があった場合においては、ヒアリングの目的を理解してもらうよう努めるとともに子どもとの信頼関係を損なうことのないよう注意する。
- ・ 一番楽しいことに、話しやすいことに関心を向けリラックスさせる。
- ・ 子どもの背景や配慮すべきことを予め職員に確認してからヒアリングを行う。
- ・ 各質問項目と自尊感情との関係が見えるかに気を配る。

## 多様な文化的背景を持つ子どもへのヒアリング項目

### (ア)楽しいこと、安心できること

- 1) 何をしているとき（どこにいるとき）が一番楽しいですか（家庭、学校、その他）  
また、それはなぜですか  
1-2) 学校の勉強は楽しいですか
- 2) 安心できるとき（ところ）はどんなとき（ところ）ですか。  
なぜですか

### (イ)困っていること、心配なこと、相談する人(方法等)

- 3) 今、困っている（心配なこと）ことはありますか
- 4) どんなことに困っていますか
- 5) 困ったときは、誰に相談しますか、または、しましたか  
または、誰に相談したいと思いますか
- 6) それはなぜですか
- 7) 困ったとき、どんな助けがあったらいいと思いますか  
川崎市の相談機関（人権オンブズパーソン、区役所の子ども相談窓口など）を知っていますか

### (ウ)母語(または母国語)、母文化のこと

- 8) 母語（または母国語）で話ができる友達はいますか
- 9) 母語（または母国語）や母文化（または母国の文化）を学びたいですか  
または、学んでいますか

### (エ)自分のこと、家族のこと、(将来の夢、川崎市に望むこと)

- 10) 自分のことが好きですか  
どんなところが好きですか
  - 11) 自分の家族（父、母等）が好きですか  
どんなところが好きですか
- 
-

## 児童養護施設、児童相談所・一時保護所に入所している子どもへのヒアリング項目

- (1) 一日の生活の中で、一番楽しいと感じるときはどんなときですか
  - (2) 一日の生活の中で、安心できるのはどんなときですか
  - (3) 今、困っているのはどんなことですか
  - (4) 困っていることに対して何かしましたか
  - (5) 言いたいことや言いたいのに言えないことはありますか
  - (6) どんなところだったら相談にのってくれると思いますか
  - (7) その他
    - (ア) (学校で) 困ったことがあったとき、施設の職員に相談しますか
    - (イ) 施設には、意見を言える仕組みはありますか
    - (ウ) 人権オンブズパーソンを知っていますか
    - (エ) どんな相談機関を知っていますか
- 
-